

共済規程等に係る審査上の留意点等について

平成23年1月
文部科学省生涯学習政策局

共済規程等に係る審査上の留意点等について

行政庁（文部科学大臣）は、PTA・青少年教育団体共済法（以下「法」という。）第6条第1項に規定する共済規程等の審査にあたっては、法及びPTA・青少年教育団体共済法施行規則等に従い、かつ、本留意点等を踏まえて行うものとする。

《略語》

- 行政庁：PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第23条に規定する行政庁
- 法：PTA・青少年教育団体共済法
- 規則：PTA・青少年教育団体共済法施行規則（平成22年文部科学省令第24号）
- 告示：PTA・青少年教育団体共済法施行規則第25条第2項の文部科学大臣が定める積立て及び取崩しに関する基準並びに同規則第27条第1項第2号の文部科学大臣が定める金額を定める件（平成22年文部科学省告示第175号）
- 共済団体：法第3条に規定する認可を受けて共済事業を行う者

I 本留意点等の趣旨及び位置づけ

法は、PTA及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立し、もって青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的としている。

これを踏まえ、青少年の健全な育成と福祉の増進の観点から、保護者及び教職員や青少年教育関係者等のニーズに応えられる共済事業が行われる環境を整備することが求められる。

本留意点等は、他の制度共済の監督指針等を参考としつつ、共済団体の実態を踏まえ作成したものであるが、本留意点等に記載されている項目の全てを共済団体に一律に求めているものではなく、小規模な共済団体の場合等、その実情に応じて判断するものとする。

したがって、本留意点等の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、共済契約者、被共済者、共済金等を受け取るべき者その他の関係者（以下「共済契約者等」という。）の保護及び共済団体の財務の健全性並びに業務の適切性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。

一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、共済契約者等の保護、共済団体の健全性又は業務の適切性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

II 共済規程の審査上の留意点等

II-1 審査要領

- (1) 共済規程の審査（共済規程の変更の承認に係る審査を含む。）を行う場合には、次に掲げる要件に適合するか慎重に審査するものとする。
- ① 共済事業の種類が、法第4条に規定するものであること
 - ② 規則第6条に規定する記載事項が共済規程に記載されていること
 - ③ 共済規程に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること
 - ア 共済掛金の額が、各年度につき、一の被共済者あたり2千円を超えないこと
 - イ 共済金の額が、一の災害につき、一の被共済者あたり35百万円を超えないこと
 - ウ 共済期間が一年を超えないこと
 - エ 一事業年度において支払を受ける共済掛金の総額が、6億円を超えないこと
 - オ 共済契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること
 - カ 共済契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと
 - キ 共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること
 - ク 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること
 - ケ 共済掛金が、合理的かつ妥当なものであり、また特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと
 - コ 共済契約の内容が、共済契約者等の需要及び利便に適合した妥当なものであること
 - サ 共済金の支払基準及び限度額が適正であること
 - シ 上記に掲げるもののほか、共済事業の実施方法が、共済契約者等の保護を図るために適切なものであること
 - ④ 共済規程の設定又は変更の手続が、法第6条第4項及び第5項に照らし適法に行われていること
- (2) 共済事業の認可又は共済規程の変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため、上記（1）の要件を確保するために必要最小限の条件を付すことができる。

II-1-1 保障内容

- (1) 適正な死亡率や災害発生率が組み込まれているか、保障の内容が偶然性及び損害のてん補性を有しているかなど、共済性の有無に係る検討が十分行われているか。

(2) 支払事由に比して極端に高額な共済金が支払われるものや免責事由が極端に少ないもの、あるいは、例えば、災害による入院に対し、実際に支払った入院費を上回る共済金が支払われるものなどについては、利益を得られる偶然性が高いものとなっていたり、モラルリスクが生じやすいものとなっていないか、検討が十分に行われているか。

(3) 支払事由が明確なものとなっているか。

II-1-2 事業を行う地域

共済契約の募集地域を合理的な理由なく制限するなど、差別的取扱いとなっていないか。

II-1-3 事業名称（共済約款又は特約の名称）

共済事業の名称から想起される権利義務その他の内容が、共済契約者等に誤解させるおそれのあるものとなっていないか。

II-1-4 危険選択

モラルリスクを排除する方策を適切に講じているか。

II-1-5 告知項目

共済団体が、共済契約者又は被共済者に告知を求める場合、告知項目は必要最低限のものに限定されているか。

II-1-6 免責事由

免責事由については、公序良俗に反するものや共済団体の経営に影響を及ぼすような巨大リスクの排除に係るものなど公平性、合理性の点から問題のない内容や明確な内容となっているか。

II-1-7 共済金額

(1) 共済金額が、公序良俗の観点から問題のない設定となっているか。

(2) 共済金額又は損害をてん補する割合、免責金額の設定については、モラルリスク排除の観点から適切な検証を行った上で設定されているか。

II-1-8 解約返戻金の開示方法

解約返戻金については、共済契約者等に明瞭に開示するため、共済証書等に表示するか、又は、解約返戻金例表や計算方法等を共済約款に掲載するなどの措置が講じられているか。

II-2 共済数理

共済規程のうち共済掛金及び準備金の額に関する事項の審査に当たっては、特に以下の点に留意することとする。

II-2-1 共済掛金

- (1) 共済掛金の算出方法については、十分性や公平性等を考慮して、合理的かつ妥当なものとなっているか。
- (2) 共済掛金については、被共済者群団間及び共済の種類間等で、不当な差別的扱いをするものとなっていないか。
- (3) 予定危険率については、合理的かつ客観的な基礎データに基づいて算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われているか。
- (4) 付加共済掛金における予定事業費率の設定については、共済の種類間の公平性が損なわれておらず、事業費の支出見込額に対して妥当なものとなっているか。
- (5) 新たに法に基づく共済事業を実施する場合等、従前から実施していた共済事業における保障等の内容の改定を行い、共済掛金額の改定を行っていない場合において、共済掛金額の改定の必要性について十分な検証を行っているか。
また、事業開始後、適宜、共済掛金額の妥当性等について検証を行っているか。

II-2-2 準備金

- (1) 準備金について、規則第24条第1項に基づいて計算した金額を積み立てるものとなっているか。
- (2) 定款で定める準備金の積立最低限度額が2千万円以上とされているか。

II-2-3 責任準備金

- (1) 未経過共済掛金について、規則第25条第1項第1号に基づいて計算した金額を積み立てるものとなっているか。
- (2) 異常危険準備金について、規則第25条第1項第2号及び告示に基づいて計算した金額を積み立てるものとなっているか。

II-2-4 支払備金

支払備金について、規則第27条第2項に基づき、告示によらない方法により積み立てることとする場合は、その計算の方法及び当該計算の方法に基づいて積み立てる期間が合理的なものとなっているか。

III 区分経理

- (1) 法第10条第2項に基づき共済会計において行う事業について、「青少年の安全に関する普及啓発活動その他青少年の健康の保持増進に資する事業」(以下「安全普及啓発活動等」という。)といえる事業であるか。
- (2) 「安全普及啓発活動等」について、付加共済掛金、毎年度の剰余金、運用収入及び積立金の合計額の範囲内で行うこととされているか。

IV 認可前の見舞金に係る経理

規則第40条に基づき、共済会計において見舞金に係る経理を行う場合、当該見舞金の支給に要する資金について、準備金等とは別途積み立てているなど、共済契約者等の保護が図られたものであるか。